

① 農地転用許可が必要となるケース

- ・ 農地に住宅等の建物を建てたり、農地を資材置場や駐車場として利用する（農地転用する）場合
- ・ 農地転用するために農地を譲渡する場合



② 農地転用許可の手続

- ・ 転用しようとする農地が所在する市町村の**農業委員会**に、所定の様式で**農地転用許可申請書**を提出
 - ※ 集団的な農地や基盤整備事業を行った農地等、農地によっては許可が認められない場合があります。

③ 許可を取らずに転用した場合の罰則

3年以下の懲役 または **300万円以下の罰金**
(法人の場合は1億円以下)

※ 原状復旧に応じない場合は、行政代執行の対象になり、復旧に係る費用を徴収されることがあります。



④ 罰則の対象者

- ・ 許可を得ることなく農地を転用した者や許可の条件に違反して転用した者（**＝違反転用者**）
- ・ 違反転用者から**転用事業を請負った者**やその**下請事業者**
 - ※ 建設事業者や建設資材の運搬業者等も違反転用事業に加担することにより罰則の対象になり得ます。



⑤ 農地の転用に関するご相談先

**農地転用許可制度に関するお問い合わせ、
農地転用許可の手続き・個別の転用事案のご相談先**

農地転用許可制度についてご相談がありましたら、
太良町農業委員会にご相談ください。

TEL : 0954-67-0316
MAIL : nogyoinnkai@town.tara.lg.jp

